



IV. 基本的方向

1. 基本理念及び基本方針

本構想においては、前構想の理念や方針も踏まえ、引き続き市民・事業者・行政が共に連携・協働し、ハード整備だけではなく、人々の心が繋がり互いに支え合うまちづくりを目指し、基本理念及び基本方針を次のように設定します。

基本理念 みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり

基本方針

■安心・安全な交通環境整備の推進

高齢者や障害者等すべての人が安心して生活・移動できる環境の実現のため、多くの市民や観光客等の来街者が集まる施設、道路等を含む地区を中心に、道路の整備や低床車両の導入等、関連する事業と連携を図りながらバリアフリー化を進めます。

また、既に整備された道路や公共交通機関等の都市基盤を十分に活用し、バリアフリーのネットワーク化を図ることにより、さらに多くの方々が集いやすいまちづくりを進めます。

■みんなで理解し支え合う「心のバリアフリー」の推進

市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、高齢者、障害者等への理解や思いやりを育むための意識啓発に取り組み、市民の心のバリアフリー化を進めます。

■効果的・継続的な取組の推進

バリアフリー化を効果的に進めるために、基本構想策定後も関係者（市民（利用者）、関係団体、事業者等）と連携しながら事業の進捗管理を行い、定期的な評価の実施や計画の見直し等による効果的・継続的なバリアフリー化を図ります。

2. 目標年度

本構想の計画開始年度は令和4年度とし、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間を踏まえ、計画期間を5年間、目標年度を令和8年度とします。

3. 取組方針

本構想では、公共交通機関や旅客施設等の「公共交通」、「道路」、音響式信号機の設置等に関する「交通安全」、心のバリアフリーに関する「教育啓発」の種類について、以下の方針で取り組むこととします。

事業の種類	取組方針
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設については、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等に努める。 ・バス停については、上屋の設置等の改善を進める。 ・桜島フェリーについては、新船導入の際にバリアフリー基準に適合したものとする。 ・バス車両については、低床車両の導入を進める。 ・タクシー車両については、ユニバーサルデザインタクシーの導入を進める。 ・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等については、案内看板やホームページなどで提供を行う。 ・バリアフリー設備については、定期的な点検や利用者の要望に応じた介助など、その機能が十分に発揮される体制を整える。
道路	<p>地形の状況等の制約を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の有効幅員 1.5m 以上確保できる経路の整備に取り組む。 ・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックや休憩施設（ベンチ等）の設置等に優先的に取り組む。 ・歩道の拡幅や勾配解消、舗装面の改良、バス停部の歩道高さの調整等は、計画期間にとらわれず、大規模な改良を行う際に取り組む。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機の設置や歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置等に取り組む。
教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用者支援が行えるよう、乗務員や職員への研修等を行う。 ・学校教育や講習会、広報活動を通じて「心のバリアフリー」を推進する。 ・優先席やバリアフリースイレ、障害者等用駐車スペース等の設備を必要な方が利用できるよう、広報活動を行う。